

国定公園における行為の規制

国定公園内では、工作物の新築・増改築、土地の形状変更等一定の行為を行う場合、自然公園法に基づく知事の許可又は事前の届出が必要となります。

1 地域区分

国定公園は、主に次の4地域に分類され、各地域毎に許可・届出の要件が規定されています。

特別地域	第1種特別地域	現在の景観を極力維持する必要がある地域
	第2種特別地域	農林漁業活動について調整を図ることが必要な地域
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動について原則容認する地域
普通地域		特別地域の風景維持のための緩衝地帯として必要な地域

2 許可・届出が必要な行為、不要な行為（抜粋）

- ・左欄に掲げる行為を特別地域内で行う場合には、許可が必要となります。
- ・左欄に掲げる行為を普通地域内で行う場合には、30日前までに届出が必要となる場合があります。
- ・右欄に掲げる行為は、特別地域、普通地域を問わず、許可・届出が不要です。

許可・届出が必要な行為	許可・届出が不要な行為
<ul style="list-style-type: none">・ 工作物の新築、改築、増築・ 木竹の伐採・ 鉱物の掘採、土石の採掘・ 河川、湖沼等の水位、水量の増減・ 広告物の掲出、設置、表示・ 野外での土石、廃棄物の集積、貯蔵・ 水面の埋立、干拓・ 開墾等の土地の形状変更・ 希少な高山植物等指定植物の採取、損傷・ 屋根、壁面、塀、鉄塔等の色彩の変更・ 木竹の植栽（特別地域内は要届出）・ 家畜の放牧（同上）	<ul style="list-style-type: none">・ 溝、とい、水車等の新築、改築、増築・ 漁具干場、漁舎等の新築、改築、増築・ 道路への送水管、電線等の埋設・ 巣箱、給水台等の設置・ 宅地の木竹の伐採、植栽・ 枯損した木竹、危険な木竹の伐採・ 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採・ 森林の保育等のための下刈、間伐・ 宅地内の土石の採取・ 1.5m以下の高さ、10㎡以下の面積での物の集積、貯蔵・ 魚介類の捕獲、殺傷・ 地方公共団体が作成した催し計画に基づく行為

※この許可・届出の要不要は、自然公園法の要件であり、その他の法令等に基づく許可・届出が必要となる場合があります。

3 許可基準（抜粋）

	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域		
敷地面積	新築は許可しない。 ただし、既存の建物の改築で従前の規模を超えないもの及び災害復旧については、この限りでない。	分譲地のみ要件あり 1000㎡以上かつ1戸あたり250㎡以上		高さ13m又は延べ面積1000㎡を超える建築物については届出が必要		
建築面積		2000㎡以下 ----- 農林漁業施設については要件なし				
建ぺい率		10%以下～20%以下	20%以下		農林漁業施設については要件なし	
容積率		20%以下～40%以下	60%以下		農林漁業施設については要件なし	
高さ		分譲地 2階建て かつ 10m以下 ----- 一般 13m以下				
壁面後退		公園利用道路から20m以上、一般道から5m以上、敷地境界から5m以上				
形態、意匠		色彩及び形態が自然と調和していること				
その他		展望の妨げにならず、自然と調和していること				
工作物		地下工作物、既設工作物の改築及び災害復旧以外は許可しない	主要道路の路肩から20m以上離れていること（ただし、公共施設、農林漁業施設及び住民の日常生活維持に特に必要な施設を除く）		30m以上の鉄塔等巨大工作物については届出が必要	
土地の形状変更		許可しない	集団的に建築物を建築させるため、及びゴルフ場の敷地造成として行われるものでないこと。建築物に係る地形勾配が30%以下		宅地内、農林漁業用等以外は届出が必要	
木竹の伐採	単木択伐法であること	単木択伐法 又は 2ha以下の皆伐法	要件なし	届出不要		
その他	許可しない	住民の生活維持及び農林漁業に付随して行われるものは許可		水面の埋立は届出が必要		